

公立病院に関する財政措置について（参考資料）

- 病院事業等に係る地方交付税措置……………1
- 病院事業における繰出金の区分と地方財政措置について……………2
- 修正医業収支比率の状況……………3
- 1床あたり収支差額……………4
- 病院事業債に係る普通交付税措置について……………5
- 医師の人件費に係る措置の充実等について……………6
- 医療法に規定する「公的医療機関」について……………8
- 再編・ネットワーク化及び経営形態見直しに係る一時的財政負担に係る措置……………9

病院事業等に係る地方交付税措置（主なもの）

（市町村分・平成 19 年度）

【普通交付税】

- ・ 病床 1 床当たり 495 千円×病床数
- ・ 建設改良費に係る元利償還金×1／2×0.45
- （参考）診療所 1 力所当たり 7,100 千円
- 看護師養成所実生徒数 1 人当たり 777 千円

【特別交付税】

- ・ 病床数に下表の額を乗じて得た額

病院（床）区分	1 床当たり金額
不採算地区病院（過疎地等）	680 千円
リハビリテーション専門病院	445 千円
精神病床	445 千円
結核病床	445 千円
周産期医療病床	2,438 千円
小児医療病床	958 千円

- ・ 救急救命センター1 床当たり 2,384 千円×病床数
（ただし、上限 66,400 千円）
- ・ 救急告示病院

区 分	1 病院当たり金額
Aランク	44,200 千円
Bランク	25,300 千円
B' ランク	20,900 千円
Cランク	17,300 千円
小児救急医療提供病院	5,460 千円

- ・ ヘき地医療
 - ①巡回診療車、患者輸送車等を備えて行う巡回診療経費
 - ②ヘき地診療所の応援・代診医師の派遣要請経費

等

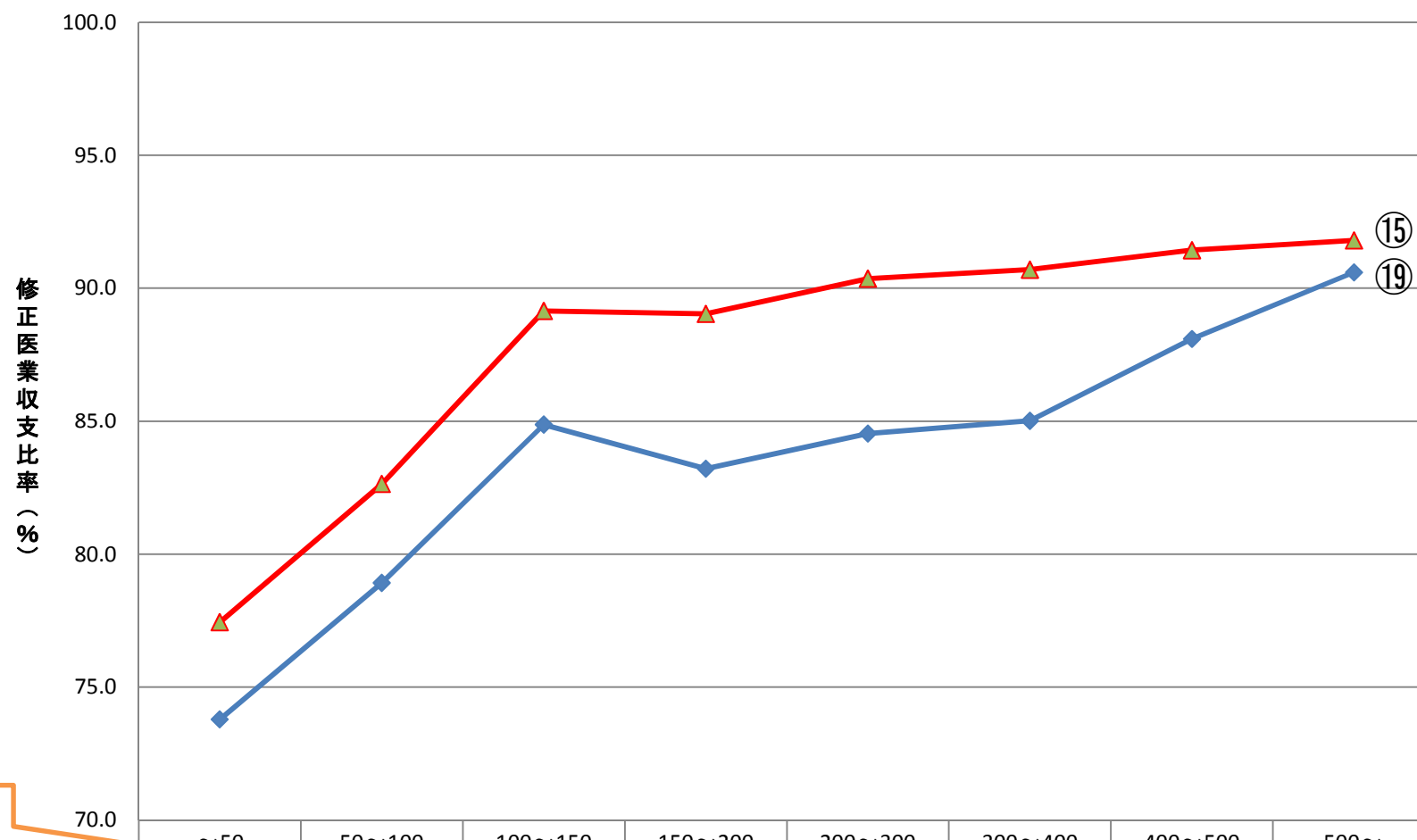
病院事業における繰出金の区分と地方財政措置について

繰出の根拠	繰出項目例	経理の区分及び 項目(標準例)		②地財計画 計上額	地方交付税		
					普通	特別	
法第 17 条の2 第1項第1号 （経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費）	救急医療	損益	医業収益 他会計負担金	791		○	
	保健衛生行政事務			173	○		
	看護師養成所			38	△		
法第 17 条の2 第1項第2号 （経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費）	へき地医療		医業外収益 他会計負担金		116		○
	不採算地区病院				361		○
	結核病院				101		○
	精神科病院				414		○
	リハビリテーション医療				176	○	○
	周産期部門運営費				64		○
	小児医療				179		○
	附属診療所				50	△	
	高度医療機器等			524	○		
	支払利息分			706	◎○		
	元金償還分	資本	資本金又は 剰余金	1, 650	◎○		
建設改良費	323			○			
法第 17 条の3 （災害の復旧その他特別の理由より必要な場合、補助することができる）	研究研修費・経営研修費	損益	医業外収益 他会計補助金	138	○		
	児童手当			※ (72)		○	
	院内保育所			19		○	
	共済追加費用負担経費			166		○	
	自治体病院再編等経費			83		○	
	第五次健全化 （不良債務(資金不足)解消のための繰出し）		特別利益 他会計繰入金	6		○	
計				6,078	億円		

注1 ※印の児童手当については地方公営企業全体の計上であり6,078億円には含まず。

注2 普通交付税の◎は事業費に応じた算定、○は各病院の病床数に応じた算定、△は看護師養成所実生徒数・診療所数に応じた算定

修正医業収支比率の状況(繰入前ベース・専門病院等除く)

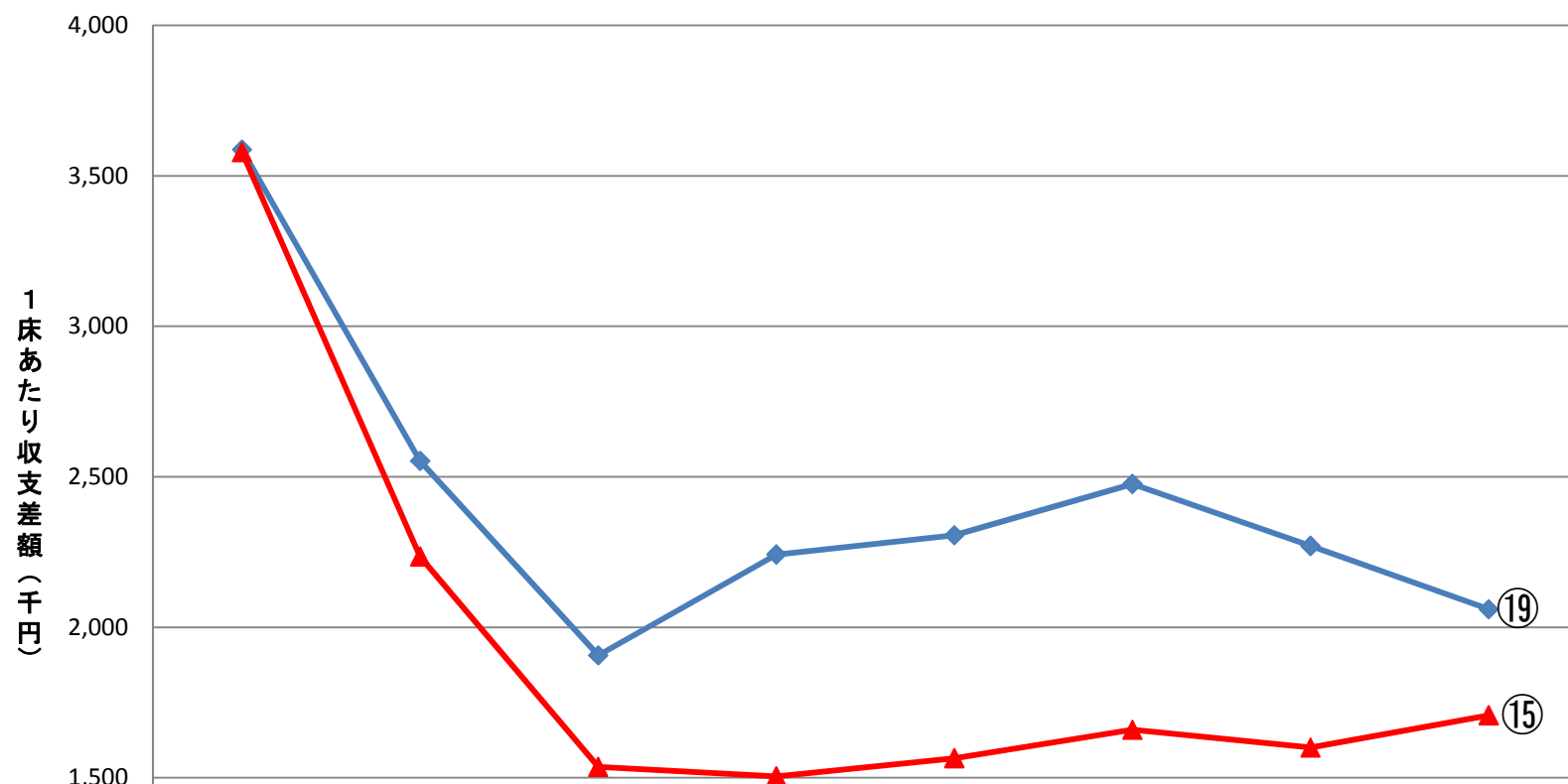


許可病床数(感染症病床除く)

①⑨修正医業収支比率	73.8	78.9	84.9	83.2	84.5	85.0	88.1	90.6	83.2
①⑤修正医業収支比率	77.4	82.6	89.1	89.0	90.4	90.7	91.4	91.8	87.4
①⑨病院数	71	189	97	105	85	118	68	88	821
①⑤病院数	86	203	115	102	114	122	68	100	910

	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	全国平均
①⑨修正医業収支比率	73.8	78.9	84.9	83.2	84.5	85.0	88.1	90.6	83.2
①⑤修正医業収支比率	77.4	82.6	89.1	89.0	90.4	90.7	91.4	91.8	87.4
①⑨病院数	71	189	97	105	85	118	68	88	821
①⑤病院数	86	203	115	102	114	122	68	100	910

1床あたり収支差額(繰入前ベース・専門病院等除く)



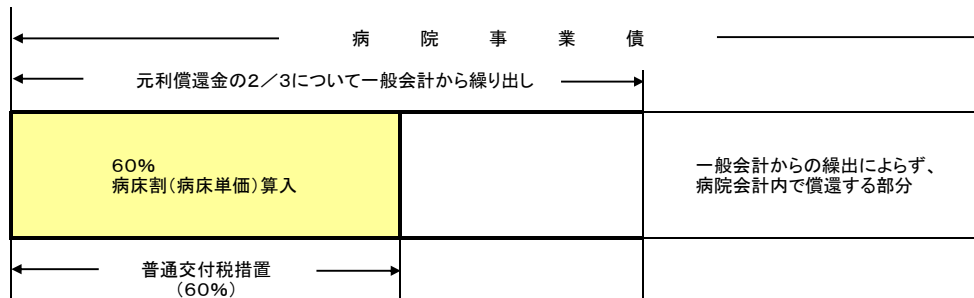
許可病床数(感染症病床除く)

	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	全国平均
①9 1床あたり収支差額	3,587	2,553	1,907	2,242	2,306	2,477	2,270	2,060	2,414
①5 1床あたり収支差額	3,579	2,236	1,537	1,505	1,566	1,660	1,601	1,708	1,926
①9病院数	71	189	97	105	85	118	68	88	821
①5病院数	86	203	115	102	114	122	68	100	910

病院事業債に係る普通交付税措置について

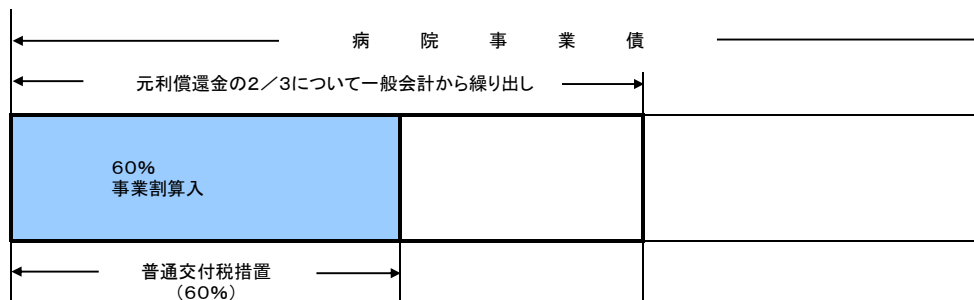
○ ～平成2(3)年度

※ 県分は～平成3年度



○ 平成3(4)年度～13年度

※ 県分は平成4年度～

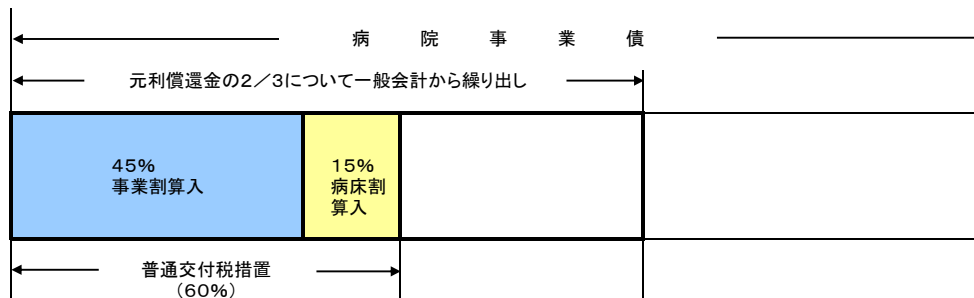


※平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係る平成14年度以降の許可債についてもこの類型。

○ 平成5年度～

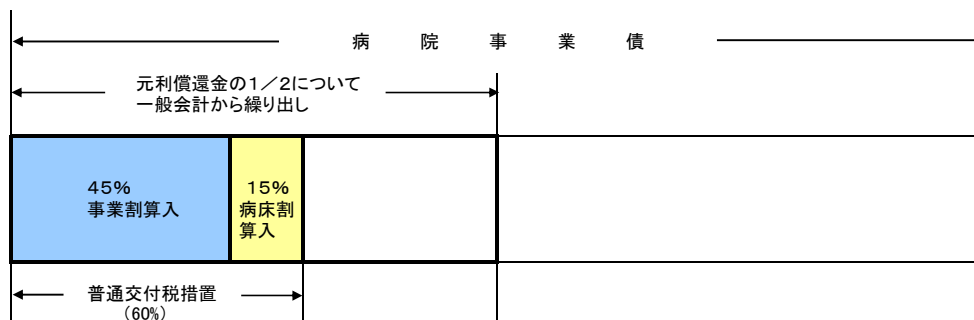
病院建物の建築費に係る標準面積・標準単価による制限を廃止し、事業費全額を起債の対象化

○ 平成14年度



※平成14年度に基本設計等に着手した事業に係る平成15年度以降の許可債についてもこの類型。(H13着手は上の類型)

○ 平成15年度～



※ 平成15年度債から理論償還方式で普通交付税算定。

医師の person 費に係る財政措置の充実等について

厚生労働省（医政局） 21 年度予算概算要求（抜粋）

- （１）救急・産科・へき地医療を担う勤務医等への支援 9, 637 百万円
- ① 救急医療を担う医師の支援（新規） 4, 090 百万円
救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。
- ② 産科医療を担う医師の支援（新規） 3, 677 百万円
地域でお産を支えている産科医の手当への財政的支援を行う。
- ③ へき地医療を担う医師の支援（新規） 136 百万円
へき地に派遣される医師の移動などに要する手当への財政的支援を行う。
- ④ 医師確保困難地域へ派遣される医師の支援（新規） 1, 734 百万円
地域の医療機関の協力により医師確保困難地域へ派遣される医師の手当への財政的支援を行う。
- （２）救急医療の改善策の推進 23, 067 百万円
- ① 救急医療を担う医師の支援（再掲） 4, 090 百万円
救急医療の中でも特に過酷な夜間・休日の救急を担う勤務医の手当への財政的支援を行う。
- ② 救急医療の充実 8, 513 百万円
夜間・休日に小児の軽症患者の診療を行う小児初期救急センターの運営を支援するとともに、入院治療が必要な救急患者を受け入れる医療機関（第二次救急医療機関）に対して、救急患者の受入れ実績等を踏まえた支援などを行う。また、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター（第三次救急医療機関）の整備を推進する。
- ③ 管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援（新規） 3, 829 百万円
平時から地域全体の医療機関の専門性に関する情報を共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を振り分ける体制を整備する。
- ④ 救急医療機関での受入を確実なものとする支援策の実施（新規） 1, 100 百万円
夜間・休日における第二次救急医療機関を地域の診療所医師に応援してもらうために、診療所医師の手当への財政的支援を行う。

第 2 職員の給与

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(3) 本年の給与の改定

イ 改定すべき事項

（医師の給与）

医院に勤務する医師の確保が社会的な問題となっている。公務においても民間においても、勤務医を確保するためには、勤務条件や勤務環境を改善し、勤務に魅力を与えるなどの措置がとられているが、とりわけ適切な給与水準の確保が必要となる。国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所等の国の医療施設においても、勤務医の確保は重要な課題となっている。これらに勤務する医師の年間給与をみると、別表第 6（省略）に示すとおり、民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、その状況は看過できないものとなっている。そこで、平成 16 年 3 月まで同じ国立病院であった独立行政法人国立病院機構の医師の給与と均衡するよう年間給与を平均で約 11% 引き上げることが適当と認められる。

具体的には、若手から中堅の医師の人材確保を図るため、初任給調整手当について、最高支給限度額を 10 万 4 千円引き上げるとともに、国立高度専門医療センターに勤務する者については、現在適用されている初任給調整手当の「職員の区分」を 1 段階高い区分に引き上げることとする。

以上の措置は、平成 21 年 4 月 1 日から実施することとする。

医療法に規定する「公的医療機関」について

○医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）（抄）

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、第三十条の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

※厚生労働大臣が定める者とは下記のとおりとされている。（医療法第三十一条に規定する公的医療機関の開設者（昭和二十六年八月二十二日）（厚生省告示第百六十七号）

- ・ 一部事務組合等地方公共団体の組合
- ・ 国民健康保険団体連合会
- ・ 普通国民健康保険組合
- ・ 日本赤十字社
- ・ 社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・ 厚生農業協同組合連合会
- ・ 社会福祉法人北海道社会事業協会

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るため特に必要があると認めるときは、第三十一条に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 前項の場合においては、国庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者又は管理者に対して、次の事項を命ずることができる。

- 一 当該病院又は診療所の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該公的医療機関に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させること。
- 二 医師法第十一条第二号若しくは歯科医師法第十一条第二号の規定による実地修練又は医師法第十六条の二第一項若しくは歯科医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を行わせるのに必要な条件を整備すること。
- 三 当該公的医療機関の所在地の都道府県の医療計画に定められた救急医療等確保事業に係る医療の確保に関し必要な措置を講ずること。

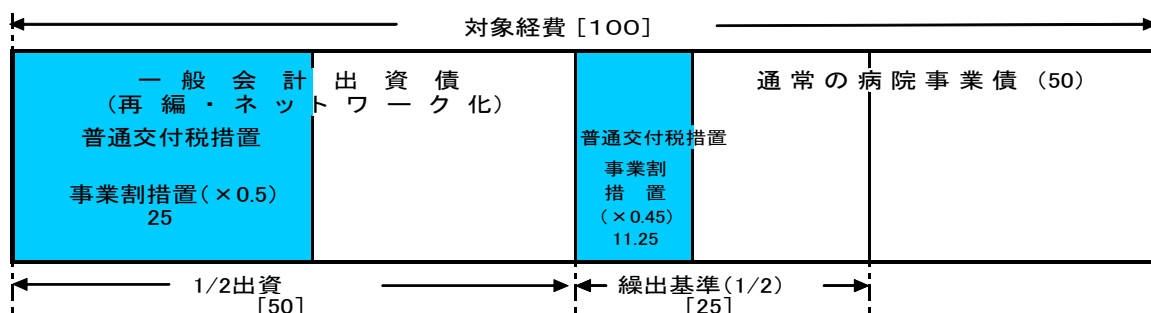
2 前項各号に掲げる事項の外、厚生労働大臣又は都道府県知事は、公的医療機関の開設者に対して、その運営に関して必要な指示をすることができる。

再編・ネットワーク化及び経営形態見直しに係る一時的財政負担に係る措置

(平成19年12月24日総務省自治財政局長通知「公立病院改革ガイドライン」より)

(1) 再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費

公立病院等(公的病院を含む。)の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の一部について一般会計からの出資を行う場合、病院事業債(一般会計出資債)を措置するとともに、その元利償還金の一部を普通交付税により措置する。



(2) 再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う清算等に要する経費

① 不良債務(資金不足)解消に係る措置

1) 公立病院特例債の創設

平成20年度に限り、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務等を長期債務に振り替える「公立病院特例債」を発行できるとし、不良債務の計画的な解消を支援する。

2) 一般会計出資債の措置

再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立等に際し、病院の経営基盤を強化し健全な経営を確保するために行う出資(継承する不良債務の額を限度とする。)について、病院事業債(一般会計出資債)を措置する。

② 施設の除却等経費

医療提供体制の見直しに伴い不要となる病院等の施設の除却等に要する経費に対する一般会計からの繰出金の一部を特別交付税により措置する。

③ 既往地方債の繰上償還費

病院施設の譲渡又は他用途への転用に際し、既往地方債の繰上償還措置が必要な場合、借換債を措置する。また、繰上償還が猶予された残債相当部分については、従来の普通交付税措置を継続する。

④ 退職手当の支給に要する経費

指定管理者制度の導入等に際し必要となる退職手当の支給に要する経費について、必要に応じて退職手当債による措置の対象とする。

⑤ 病床削減時の既存交付税措置の5年間継続

医療提供体制の見直しにより病床の削減が行われた場合、削減後5年間は削減病床数を有するものとして、普通交付税措置を講じる。